

事務所通信

澤口会計事務所

3月号

2013年 3月 1日

武蔵野市境2-13-4 コスモス2F

TEL 0422-67-0948 FAX 0422-67-0964

E-mail sawaguchi-kaikei@parkcity.ne.jp

税理士 澤口 豊

<贈与税の申告～相続時精算課税～>

贈与をした年の1月1日において65歳以上の親から20歳以上の子供である推定相続人(子供が死亡している場合には孫を含む)に対する贈与については、一生涯につき2,500万円まで非課税で贈与ができる制度です。なお2,500万円を超える金額については一律20%で贈与税が課税されます。ただし相続が発生した場合には相続財産に含めて相続税の計算をする必要があります。なお支払った贈与税があれば相続税から控除することができます。

相続が発生した場合の課税価格は、贈与時点の価額を用います。贈与財産が土地の場合、相続発生時の時価が贈与時点より上昇していれば節税効果が働き、逆に下落していれば増税効果が生じます。節税効果が期待できる方法としてアパートの生前贈与があります。親の不動産収入を減らすことで預金財産の増加を防ぎます。また所得分散による所得税の節税効果も期待できます。なお土地評価に影響を及ぼす可能性があるので慎重に検討し実施する必要があります。

特定の子供に特定の財産を確実に渡したい場合にも利用できます。遺言でも可能ですが生前に実施するとより安心です。なお遺留分を侵害している場合、減殺請求される可能性があるなのでその点の考慮が必要です。

不動産を贈与する場合のデメリットとして以下のことが想定されます。

- ・小規模宅地の特例が不適用
- ・登録免許税が高い(贈与は2.0%、相続なら0.4%)
- ・不動産取得税が発生する(相続なら不動産取得税はかからない)
- ・申告の手間、費用が生ずる

申告する場合、以下の書類の提出が必要です。

- ・相続時精算課税選択届出書
- ・受贈者の戸籍謄本
- ・受贈者の戸籍の附票の写し
- ・贈与者の住民票の写し

<贈与税の申告～住宅取得資金の贈与～>

平成 26 年 12 月 31 日までに、父母や祖父母などの直系尊属から住宅取得資金の贈与を受けた場合には一定の金額まで非課税で贈与をすることが可能です。なお受贈者は贈与を受けた年の 1 月 1 日において 20 歳以上であり、合計所得金額が 2,000 万円以下である必要があります。

この贈与は暦年課税であるため相続での再計算はありません。また相続発生日から 3 年以内の贈与財産については相続財産に含めて計算する必要がありますが、この特例による適用を受けた非課税額については含める必要がありません。従って相続税の節税対策には有効的です。

非課税額は以下の通りです。

	省エネ、耐震性を備えた 良質な住宅用家屋	その他の 住宅用家屋
平成 24 年	1,500 万円	1,000 万円
平成 25 年	1,200 万円	700 万円
平成 26 年	1,000 万円	500 万円

対象となる家屋の床面積は 50 ㎡以上 240 ㎡以下で耐火建築物であれば 25 年以内に建築されたもの、耐火建築物以外の家屋は 20 年以内に建築されたものであり自己の居住用物件でなければなりません(耐震基準を満たしている場合は建築年数の制限なし)。家屋と同時に取得する土地、借地権も対象となり、先行取得する土地についても一定要件を満たせば対象になります。

申告する場合、以下の書類の提出が必要です。

- ・住宅取得資金の非課税の計算明細書
- ・受贈者の戸籍謄本
- ・受贈者の住民票の写し
- ・受贈者の合計所得金額を明らかにする書類(確定申告をしている場合は不要)
- ・住宅用家屋に関する登記事項証明書など

<社会保険料率～据え置きを決定～>

「協会けんぽ」の保険料率、毎年少しずつ上昇していましたが、今年は据え置くことが決定されました。保険料率は以下の通りです。

健康保険	9.97%(東京都の場合)
介護保険	1.55%(全国共通)
合計	11.52%(東京都の場合)

<3月の税務など>

- | | |
|---------------------------------------|-------------------------------------|
| ・2月分源泉所得税、住民税の特別徴収税額の納付 | 納付期限 3月11日(月) |
| ・1月決算法人の確定申告(法人税等、消費税等) | 申告期限 4月 1日(月) |
| ・7月決算法人の中間申告(法人税等、消費税等) | 申告期限 4月 1日(月) |
| ・消費税の年税額400万円超の4月、7月、10月
決算法人の中間申告 | 申告期限 4月 1日(月) |
| ・所得税の確定申告、納付 | 申告、納付期限 3月15日(金)
(振替納税 4月22日(月)) |
| ・個人事業者の消費税等の確定申告、納付 | 申告、納付期限 4月 1日(月)
(振替納税 4月24日(水)) |
| ・贈与税の申告、納付 | 申告、納付期限 3月15日(金) |
| ・個人の青色申告の承認申請 | 申請期限 3月15日(金) |
| ・23年分所得税の更正の請求 | 請求期限 3月15日(金) |

<あとがき>

う～む、ネタがない・・・と思っていたところに「さっぽろ雪まつり」の情報が入ってきました。会計事務所にとっては一番忙しい時期、遊んでいるわけではありません。しかし「あとがき」を書かなければ、ということで札幌に飛んできました。そうこれは仕事なんです！（苦しい言い訳です）

雪まつりは3つの会場で催されています。メインは大通会場、1.5キロに渡り雪像が並び見応えがあります。すすきの会場には氷像が並びます。車が行き交う道路の中央部分を展示スペースにしているため歩道から見ていると目の前を車が通り過ぎていきます。展示範囲は狭く10分程度で全て見られます。賑わっている大通会場と比較するとがっかり感が残ります。つど一む会場は雪のすべり台など自然の中で雪とふれあうことをコンセプトにした会場です。アクセスが良くないのでこちらは行きませんでした。

ということで戻ってきた今、大忙し状態、自業自得といえばそれまでですが。



